

4. トラブルとその対応事例

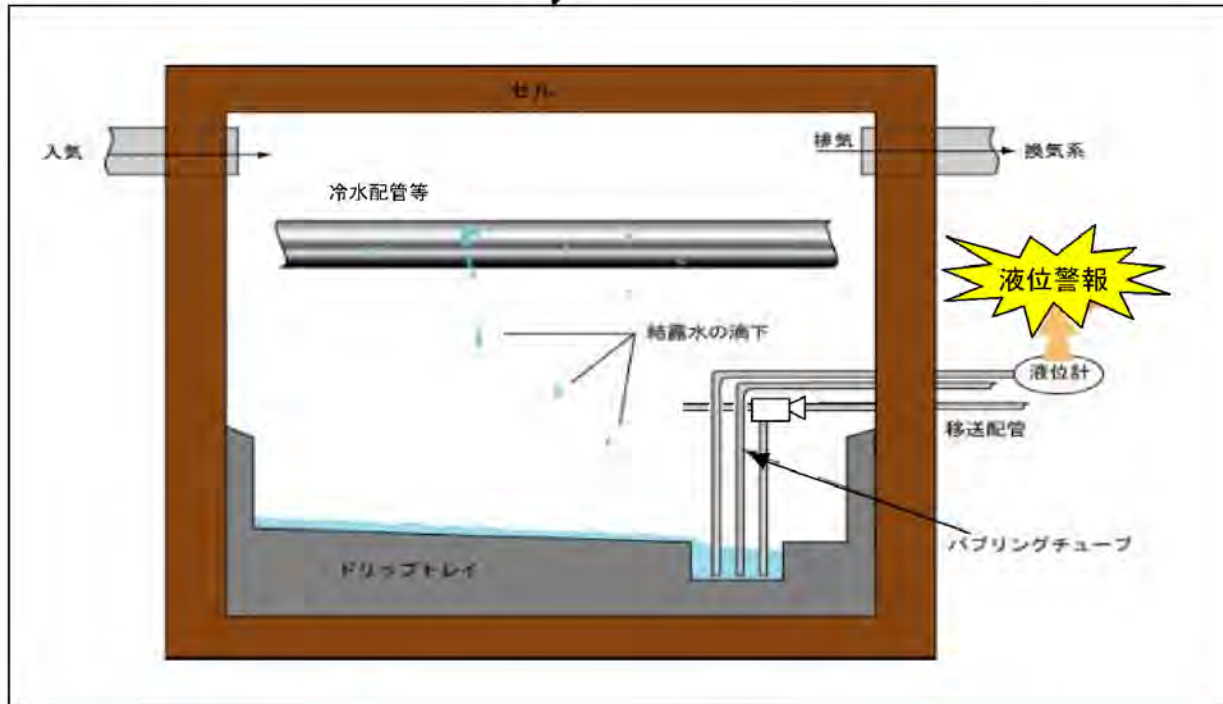
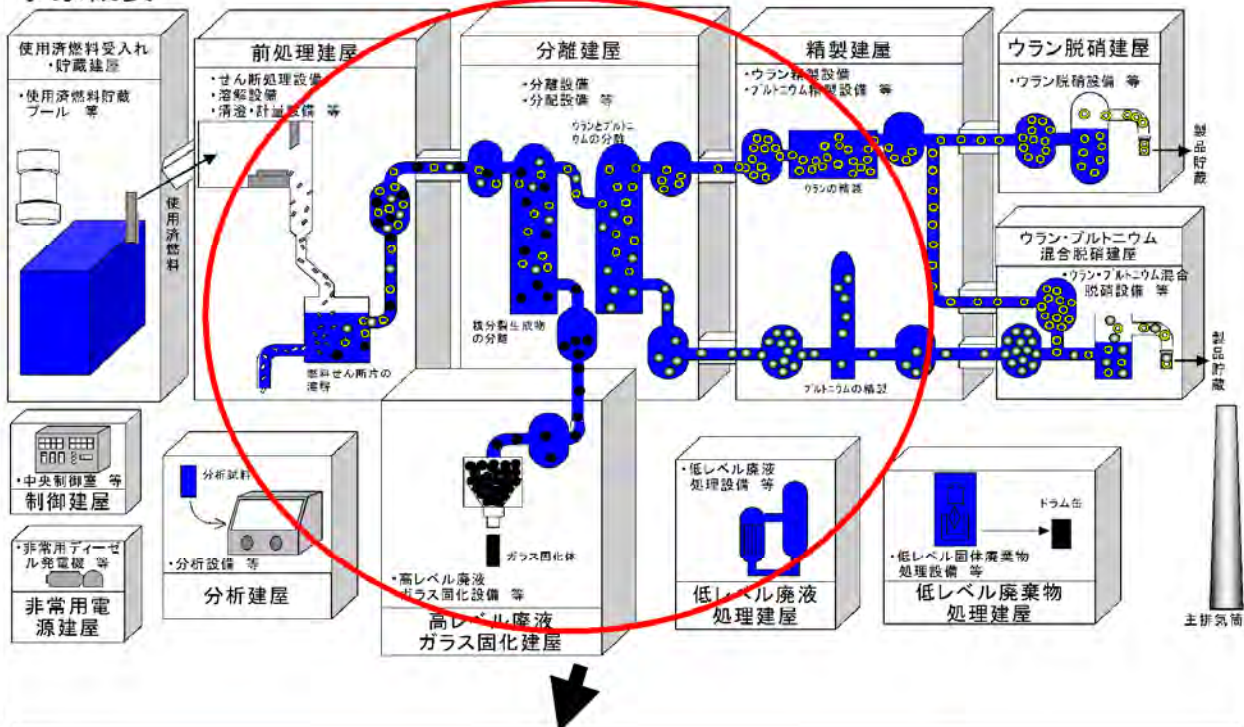
4 – 1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (i . その他)

9-08. 結露水によるセル内漏えい検知装置の警報発報																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋等：冷水等が通る機器・配管を有するセルに設置されたドリフトレイ															
(2)設備の概要		万一、セル内で漏えいが発生した場合に、漏えいした液体を収集し、漏えい検知の警報を発する装置。															
(3)発生の状況		運転中															
(4)概要		セル内の冷水等が通る機器・配管表面に結露水が付着、それらが落下してセルのドリフトトレイに滴下し、ドリフトトレイの液収集部にたまった結露水により漏えい検知警報が発報。 *他の建屋を含め同種の設備においても同様の事象の発生が予想される。															
(5)原因		運転を継続するなかで発生する結露水による漏えい検知警報の発報。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する建屋の換気設備が稼働している建屋内での事象および復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題はない。 結露水は回収し、廃液処理設備へ移送され、適切に処理されるため、これ以上事象の進展はなく、安全性に問題はない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響はない。 結露水のサンプリング、分析および回収作業は、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 結露水は廃液処理設備へ移送され、適切に処理されるため、他工程への影響は生じない。															
対応の概要		1.漏えい検知装置の警報発報を確認するとともに、定められた操作手順（サンプリング、分析等）に従って原因調査を行い、結露水であることを確認する。 2.結露水を回収し、廃液処理設備にて適切に処理する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）※															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table> ※不適合等に該当しない場合は除く				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

清掃や調整により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転を継続しながら復旧

